

添付法令資料 4 :

植物由来生鮮食品の安全性及び品質に関する 2018 年 12 月 31 日付
インドネシア共和国農業大臣規則 No.53/PERMENTAN/KR.040/12/2018 (目次)
2019 年 1 月 8 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 安全性及び品質
 - 第 1 節 植物由来生鮮食品の安全性 (第 4 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 植物由来生鮮食品の品質 (第 7 条及び第 8 条)
- 第 3 章 パッケージ、ラベル及びトレーサビリティ
 - 第 1 節 植物由来生鮮食品のパッケージ (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 2 節 植物由来生鮮食品のラベル (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 植物由来生鮮食品のトレーサビリティ (第 14 条)
- 第 4 章 管理
 - 第 1 節 通則 (第 15 条)
 - 第 2 節 植物由来生鮮食品のデータ収集 (第 16 条及び第 17 条)
 - 第 3 節 植物由来生鮮食品の登録
 - 第 1 款 通則 (第 18 条及び第 19 条)
 - 第 2 款 植物由来生鮮食品の登録要件 (第 20 条ないし第 22 条)
 - 第 3 款 植物由来生鮮食品の登録、植物由来生鮮食品の再登録及び植物由来生鮮食品の登録番号変更に係る手続 (第 23 条ないし第 28 条)
 - 第 4 款 植物由来生鮮食品の安全性認証 (第 29 条ないし第 32 条)
 - 第 6 款 (原文ママ) 植物由来生鮮食品の品質認証 (第 33 条)
- 第 5 章 監督
 - 第 1 節 通則 (第 34 条ないし第 41 条)
 - 第 2 節 査察 (第 42 条)
 - 第 3 節 監視 (第 43 条)
 - 第 4 節 流通における調査 (第 44 条及び第 45 条)
 - 第 5 節 植物由来生鮮食品の品質監督 (第 46 条)
- 第 6 章 行政制裁規定 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 49 条)
- 第 8 章 終則 (第 50 条ないし第 52 条)